

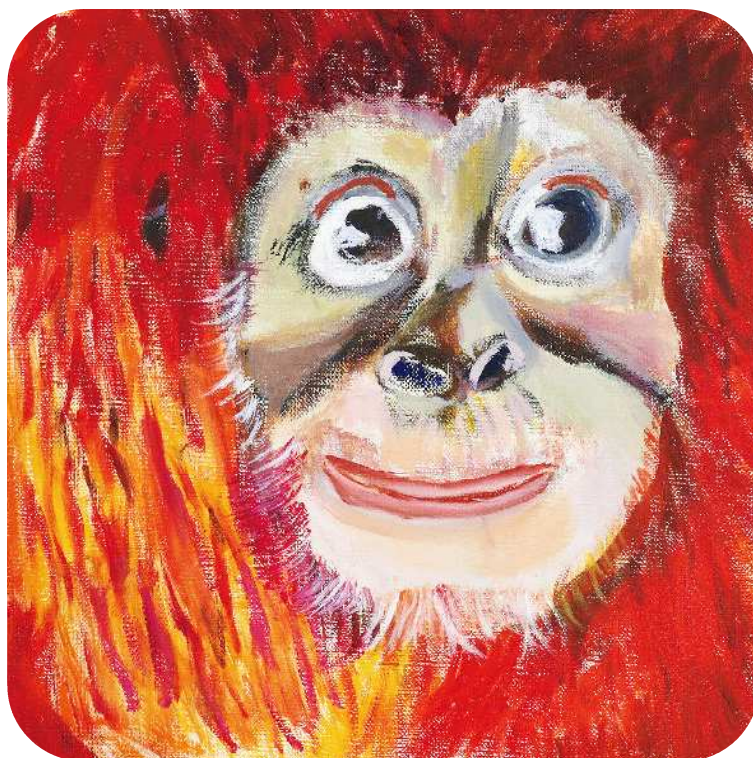
概要版

伊予市 第3次障がい者計画

令和3年度～令和8年度

第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度



～誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、
思いやりのあるまちづくり～

令和3年3月
伊予市

1 計画策定の趣旨

伊予市では、平成30年3月に「第2次障がい者計画」の見直しと、「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりの実現を目指してきました。また、計画の中で「障がいへの理解促進」「暮らし、社会参加や学びへの支援」「働き方への支援」「保健・医療の充実」「情報提供の充実」「共に生きる地域社会」を重点目標に定め、取り組みを進めてきました。

この度、「第2次障がい者計画」及び「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」が計画期間終了を迎えることから、これまでの障がい者福祉を取り巻く環境の変化や国や県の動向を踏まえ、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の実績や計画の進捗状況を確認し、改めて障がいのある人のニーズや課題を把握した上で、「第3次障がい者計画」「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」を策定することとしました。

障がい者計画

障がい者施策に関する基本計画として施策の基本的方向と具体的方策を定めたものです。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい者・障がい児福祉サービスの提供体制の確保や今後必要とされるサービス量を計画的に整備するための計画です。

■計画の期間

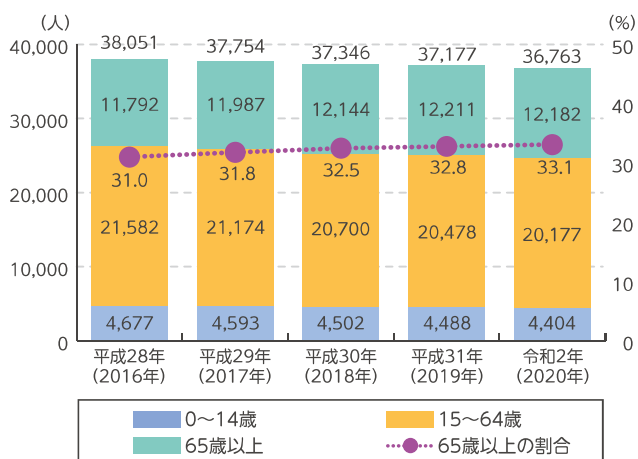
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者計画			第3次			
障がい福祉計画		第6期		第7期		
障がい児福祉計画		第2期		第3期		

2 障がいのある人を取り巻く現状

●総人口は平成28年以降減少が続いています。

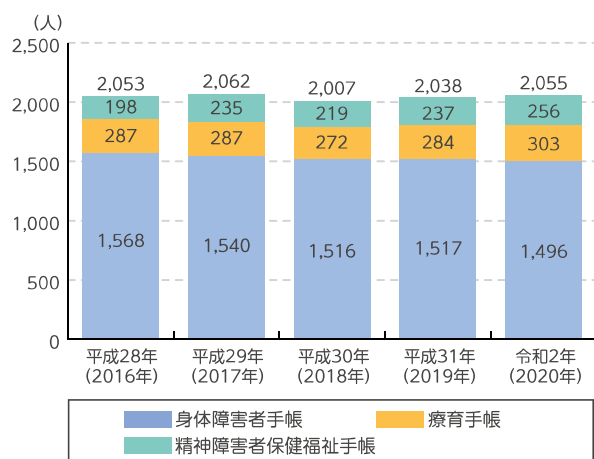
- 0～14歳人口、15～64歳人口は減少、65歳以上人口は増加傾向にあり、少子高齢化の傾向を示しています。
- 障がい者手帳所持者の状況をみると、全体の約7割を身体障害者手帳が占めていますが、その数は年々減少傾向にあり、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

■障がい者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年3月末）

■身体障害者手帳所持者の状況（等級別）

単位：人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
所持者数	552	260	207	343	70	64	1,496
等級別	【重度】 812(54.3%)		【中度・軽度】 684(45.7%)				

資料：福祉課（令和2年3月末）

■療育手帳所持者の状況（年齢別・等級別）

単位：人

区分	総数	A 【重度】	B 【重度以外】
令和2年	303	87	216
18歳未満	82	22	60
18歳以上	221	65	156

資料：福祉課（令和2年3月末）

■精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（年齢別・等級別）

単位：人

区分	総数	1級	2級	3級
令和2年	256	28	185	43
18歳未満	5	0	5	0
18歳以上	251	28	180	43

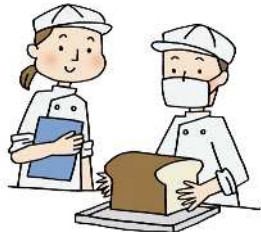
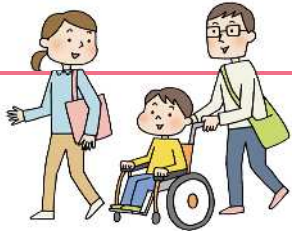
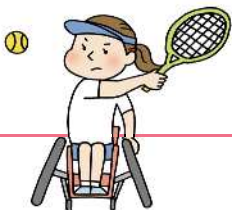
資料：福祉課（令和2年3月末）

3 計画の基本理念

**誰もが自分らしく暮らせ、
お互いが支え合う、思いやりのあるまちづくり**

本計画は、障害者基本法第1条に規定された、「障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という理念の下、基本理念を前計画から継承し、『誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、思いやりのあるまちづくり』とします。

4 施策の展開

基本目標	具体的な取り組み
1 自立に向けた生活支援	(1)総合的な相談支援体制づくり【重】 (2)在宅生活の支援 (3)経済的な支援の充実 (4)日中活動の場の充実 (5)地域生活支援拠点の充実【重】 (6)障がい福祉を支える人材の育成・確保 
2 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実	(1)広報・情報提供の充実 (2)意思疎通支援の推進【重】
3 保健・医療の充実	(1)健康づくりの推進 (2)地域における医療体制の充実 (3)地域リハビリテーション体制の充実 (4)精神保健福祉の推進【重】 (5)難病患者等への支援
4 切れ目のない療育・教育	(1)障がい児の支援体制の充実【重】 (2)子育て支援の充実 (3)教育相談・進路指導の充実 (4)教育環境の充実
5 雇用・就労の促進	(1)障がい者雇用の促進 (2)市における障がい者雇用体制の強化【重】 (3)福祉的就労の充実
6 行政サービス等における配慮	(1)行政職員の障がい者理解促進 (2)選挙等における配慮
7 安全・安心な生活環境の整備	(1)福祉のまちづくりの普及・促進 (2)外出しやすいまちづくり (3)暮らしやすい居住環境の整備・改善 (4)障がいのある人に配慮した住まいの拡充 
8 防災・防犯対策の推進	(1)防災・防火対策の充実【重】 (2)防犯対策の充実
9 差別の解消及び権利擁護の推進	(1)福祉教育の推進 (2)地域福祉活動の推進 (3)広報・啓発活動の推進【重】 (4)交流・ふれあいの促進 (5)権利擁護の推進
10 文化芸術・スポーツ等の振興	(1)文化芸術活動の推進【重】 (2)スポーツ・レクリエーション活動の推進 (3)生涯学習の充実 
11 国際交流の推進	(1)障がい者等の国際交流の推進 (2)地域に住む外国人との交流の促進

※【重】は本計画期間中に特に重点的に取り組むべき施策です。

5 重点的な取り組み

1 総合的な相談支援体制づくり

- ・障がいのある人が生涯にわたって切れ目なく相談支援を受けられるように、個人情報に留意しながら関係各課間の情報共有を図ります。
- ・福祉に関する総合的な相談支援をワンストップで行えるように、福祉まるごと相談窓口について周知を行うとともに、相談支援機能の強化を図ります。

2 地域生活支援拠点の充実

- ・地域生活支援拠点について、地域のニーズや課題に応じた必要な機能の水準や充足について継続的に検討し、地域生活支援拠点における機能の充実を図ります。



3 意思疎通支援の推進



- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣を促進し、障がいのある人のコミュニケーション支援を充実させるとともに、意思疎通支援事業の周知や活用を促進します。
- ・障がい者の情報支援、意思疎通支援を行う手話奉仕員等を育成し、ボランティア活動を通して障がい者の社会参加の支援を行う環境づくりに努めます。

4 精神保健福祉の推進

- ・こころの健康づくりに関する講座の開催や専門相談の実施等を通じて、うつやひきこもり、自殺予防等のメンタルヘルス対策を推進します。
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場を活用した関係機関との連携を図り、精神障がいのある人の社会復帰を支援します。



5 障がい児の支援体制の充実

- ・障がいのある子どもや発達に問題のある子ども等に対して、乳幼児期から卒業後にわたり、自立と社会参加のための総合的で一貫した支援や継続的な相談体制が整備できるよう、保健、医療、福祉、教育、就労等の各機関が連携した支援体制の充実に努めます。
- ・児童発達支援センター等における療育支援体制の充実に努めます。

6 市における障がい者雇用体制の強化

- ・計画的な市職員採用試験の実施や多様な任用形態の活用により、市における障がいのある人の雇用の推進を図り、市の法定雇用率の維持、向上に努めます。
- ・伊予市障害者活躍推進計画に基づき、働く意欲のある障がい者が、さらに活躍できる職場づくりを目指します。



7 防災・防火対策の充実



- ・伊予市避難行動要支援者避難支援事業における避難支援個別計画(あい・愛プラン)の周知や登録を促し、災害時等の緊急時に備えた地域ぐるみの防災ネットワークづくりを推進します。
- ・災害時にストマ装具が持ち出せなかった場合に備えた自己所有のストマ装具の保管事業について周知を行い、制度の利用促進を図ります。

8 広報・啓発活動の推進

- ・市民や事業者等が障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、広報いよし、ホームページ、社協だより等の多様な情報媒体を積極的に活用した啓発活動に取り組みます。
- ・市内の小・中学生を対象に、バリアフリー等の体験学習や、手話出前講座を開催し、福祉教育の充実を図ります。
- ・ヘルプマークの周知を図ることで、見た目ではわからない障がいの存在や配慮の必要性について周知を図ります。



9 文化芸術活動の推進

- ・公共施設等の展示スペースやイベント等で、障がいのある人や障がい者団体等による文化芸術活動の成果を発表できる場の確保に努めます。
- ・講演会や芸術活動に障がいのある人が参加しやすい環境整備に努めるとともに、行事の際には、手話ボランティアを派遣する等、障がいに応じたきめ細かな支援を行います。

6 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

本計画では、障がいのある人の地域生活への移行や就労に関する数値目標などの設定を行っています。数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や障がいのある人の意向等、本市の実情を総合的に勘案したうえで設定し、これらの目標達成に向けて必要な各種障害福祉サービスの提供体制の充実を推進します。

◆第6期障がい福祉計画の目標

①福祉施設入所者の地域生活への移行

指標		目標値(令和5年度)
地域生活移行者数	令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行	4人
施設入所者の削減数	令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	1人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標
地域包括ケアシステム構築に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場を継続します。また、精神障がい者の地域移行に向けた必要なサービス提供体制を確保し、精神保健医療福祉体制の充実に努めます。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目標
地域生活支援拠点の各機能(緊急時の受入れ・対応機能、体験の機会・場の機能等)について、地域におけるニーズや課題を把握するとともに、自立支援協議会で年1回運用状況を確認します。

④福祉施設から一般就労への移行等

指標		目標値(令和5年度)
一般就労移行者数	令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上	2人
就労定着支援利用者数	一般就労への移行者のうち7割以上が就労定着支援事業を利用する	2人

⑤相談支援体制の充実・強化等

目標
国の基本指針や県の方針を踏まえ、実績や実情を加味して相談支援体制の充実・強化に向けた活動指標を設定します。

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

目標
国の基本指針や県の方針を踏まえ、実績や実情を加味して、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに向けた活動指標を設定します。

◆第2期障がい児福祉計画の目標

①障がい児支援の提供体制の整備等

指標	目標値(令和5年度)
児童発達支援センターの設置	既に設置済みであるため維持継続します。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	既に構築済みであるため維持継続します。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保	既に確保済みであるため維持継続します。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	既に設置済みであるため維持継続します。

7 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進に当たっては、伊予市障害者自立支援協議会が中核的存在となります。協議会は、福祉・保健・教育・労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに即して相談からサービス提供までを関係者の連携により実施します。

2 連携の強化

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。

また、障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町と連携して提供体制の充実に取り組みます。

さらに、計画を円滑に推進していくため、福祉課が中心となり、保健、医療及び福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくり等障がい者施策に関わる各分野との連携を図ります。

3 計画の広報・周知

計画の推進に当たっては、市民や地域の理解促進が不可欠です。ホームページでの公表等、様々な媒体を通じて本計画を広く市民に周知します。

また、障がいのある人への周知に当たっては、当事者や家族等の意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、わかりやすい情報発信を行います。

■表紙の紹介■

田中 潤也さん（双海町上灘）1999年1月生まれ

小学2年生の時、自宅前で交通事故にあい、頸髄損傷の四肢麻痺となる。

小学校の先生の勧めで小学5年生の時に口で筆をくわえて習字を始めたのがきっかけで、絵を描き始める。現在は就労継続支援A型事業所で動画編集の仕事に携わる傍ら、絵画教室に通うなどして研鑽を積んでいる。世界の障がいのある芸術家が参加する「口と足で描く芸術家協会」の所属画家としても活躍している。



伊予市 第3次障がい者計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画[概要版]

発行年月:令和3年3月

発行者:伊予市市民福祉部福祉課

伊予市米湊820番地

TEL: 089-982-1121

FAX: 089-983-3354